

令和4年度第1回鹿児島県内水面漁場管理委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和4年5月25日（水）午後1時30分から午後2時10分まで
- (2) 場 所 県庁18階 特別会議室
- (3) 出席者 裏面のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 遊漁規則の変更認可について（諮問）
⇒ 原案のとおり認可することを適当と認めることに決定した。
- (2) 令和3年度稚うなぎ特別採捕許可の実績について（報告）
⇒ 採捕量444.6キログラムの実績（採捕期間は休漁日を除いて90日）を報告した。
- (3) 令和3年度稚あゆ特別採捕許可の実績について（報告）
⇒ 主な採取場所は河川であり，河川での採捕量3,682キログラムの実績を報告した。
委員からは，豊漁だった今期こそ，原因究明の調査をされたいとの意見があった。

令和4年度第1回鹿児島県内水面漁場管理委員会

日時：令和4年5月25日(水)午後1時30分～

区 分	氏 名	出 欠
	(会長)	
学識経験者	福留 己樹夫	○
	(会長職務代理者第1位)	
漁業者代表	出水 昭彦	○
漁業者代表	中村 博文	○
漁業者代表	山田 満	○
漁業者代表	下川 智美	○
採捕者等代表	斉藤 千昭	○
採捕者等代表	別府 宏一	○
	(会長職務代理者第2位)	
学識経験者	折田 和三	○
学識経験者	吉田 明彦	○
学識経験者	國師 恵美子	×
出席		9
欠席		1
<事務局等>		
職名	氏名	
事務局長（水産振興課資源管理監）	脇田 敏夫	
事務局次長（水産振興課漁業調整係長）	板坂 信明	
書記（水産振興課漁業調整係 主査）	上今 達矢	
水産振興課漁業調整係 水産技師	福元 亨介	

○脇田事務局長

皆さん、こんにちは。出席予定の委員の皆様が来られておりますので、始めさせていただきます。

委員会に先立ちまして、加塩商工労働水産部次長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○加塩次長

皆さん、こんにちは。水産担当次長の加塩でございます。

私、今年の3月までですね、水産振興課長をやっておりました。その際も委員の皆様には本当お世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。ありがとうございます。

(挨拶)

○脇田事務局長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、県の4月の異動で人が変わっておりますので、県及び事務局のご紹介をさせていただきたいと思っております。

ただいま、挨拶いただきました加塩次長でございます。

○加塩次長

加塩でございます。

○脇田事務局長

続きまして、水産振興課長の外城課長です。

○外城水産振興課長

外城です。昨年まではこの会の事務局長ということで務めさせていただきましたけれども、今年から加塩次長の後任で、課長になりました。今後ともよろしくお願ひします。

○脇田事務局長

水産振興課の方に村田技術専門員が参りました。

○村田技術専門員

村田です。栽培養殖係から課内異動で漁業調整係に参りました。主に漁業権切替を担当させていただきますが、内水面については福元さんと一緒にやりますので、よろしくお願ひします。

○脇田事務局長

最後になりましたけれども、私、事務局長で参りました脇田と申します。よろしくお願ひいたします。

以上で県及び事務局の紹介を終わります。ここで加塩次長と外城課長等は所用のために退席させていただきます。

(退席)

【開会】

○脇田事務局長

それでは、ただいまから令和4年度第1回鹿児島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。本日は委員10名中9名のご出席をいただいております。鹿児島県内水面漁場管理委員会事務規程第6条第1項に定めております出席者数を満たしてございますので、本委員会は成立してございます。

○脇田事務局長

議事に入りますが、発言は挙手の上、議長の了承を得てからご発言いただきますよう、よろしくをお願いします。

それでは、議長に挨拶と議事の進行をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○福留会長

皆さん、こんにちは。毎年5月に東京で全国内水面漁場管理委員会連合会の全国会議が計画されているんですけども、去年もコロナで中止になって、今年も中止になりました。

ウェブ会議でもするのかなあと考えてたらウェブ会議もしないということで、書面決議になりましたので、下手すると私は任期中に上京することはないかもしれません。

【議事録署名者の指名】

それでは、諮問事項とかいろいろありますので、早速、議事に入りますけど、議事に入る前に、議事録署名者について、私から指名するということがよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○福留会長

それでは、今回は出水委員と斎藤委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○出水委員、斎藤委員

はい。

○福留会長

よろしくお願いたします。

引き続き、議事に入ります。

【議題1：遊漁規則の変更認可について】

○福留会長

議題1は、遊漁規則の変更認可についてです。これは諮問事項です。まずは県執行部から説明をお願いします。

○水産振興課（福元水産技師）

はい。水産振興課漁業調整係の福元と申します。私の方から、遊漁規則の変更認可について説明させていただきます。資料は右肩に資料1とあるものをご覧ください。

今回、川内川上流漁業協同組合及び松永漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がなされているところです。

内容のご説明に入る前に、遊漁規則の変更認可について簡単にご説明いたします。

資料の13ページをご覧ください。

2の遊漁規則の制度の概要でございますけれども、遊漁規則とは、内水面における第5種共同漁業権の免許を受けたものが、当該漁場の区域において、その組合員以外の者のする水産動植物の採捕、いわゆる遊漁について制限をするために定めるものです。

遊漁規則は知事の認可を受けなければ、効力を発揮しないと漁業法で規定されており

まして、遊漁規則の変更についても同様であるため、今回諮問させていただくものです。

今回の委員会で答申をいただきましたら、変更認可申請に対して県が認可し、5に記載されている内容を県の公報で公示することとしております。

それでは、各申請のご説明に入ります。

川内川上流漁協からの申請分からご説明します。1ページをご覧ください。

諮問事項ですので、諮問文を読み上げます。

(諮問文)

水振第189号
令和4年5月18日
(水産振興課扱い)

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 様

鹿児島県知事

遊漁規則の変更認可について (諮問)

鹿内共第6号に係るこのことについて、川内川上流漁業協同組合から別紙のとおり遊漁規則の変更認可申請がありましたので、漁業法第170条第4項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

○福元水産技師

2ページをご覧ください。

変更申請の内容は、遊漁料の額の変更です。5ページに新旧対照表がございますので、ご覧ください。右側が現行の規則内容、左側が改正案になります。

1点目の変更点は、こい、ふな、うなぎ、おいかわ、やまめについて、現行では魚種及び漁法により細かく分かれており、遊漁者から分かりにくいという声があったこと、そして、複数の漁法により遊漁を行う場合には、複数の遊漁券を購入する必要がある場合が生じるため、区分を明瞭に、かつ遊漁者の負担を軽減するために変更するものです。

2点目は、あゆ漁の遊漁料の値上げです。1年券は現行のまま継続し、1日券を現行の1,000円から2,000円に値上げするものです。

こちらにつきましては、近年、あゆの放流用種苗の不漁等により十分な増殖活動が難しくなっており、遊漁料を値上げし、増殖活動や漁場管理に充てることで、あゆ資源の保護、増大に資するため、変更するものです。

続いて、2ページの4番をご覧ください。遊漁規則の変更は総会の決議が必要な事項となっておりますが、記載の表のとおり、総会出席者の過半数の同意を得ており、適切に手続きがなされております。

最後に5の備考ですが、今回の遊漁規則の変更については、関係市町村から支障ない

旨の意見を得ているところです。

次に、松永漁協からの申請分についてご説明します。資料の7ページをご覧ください。諮問文を読み上げます。

(諮問文)

水振第207号
令和4年5月24日
(水産振興課扱い)

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 様

鹿児島県知事

遊漁規則の変更認可について (諮問)

鹿内共第13号に係るこのことについて、松永漁業協同組合から別紙のとおり遊漁規則の変更認可申請がありましたので、漁業法第170条第4項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

○福元水産技師

資料の構成は先ほどと同様です。8ページをご覧ください。

変更申請の内容は、遊漁料の額の変更です。11ページをご覧ください。

右側が現行、左側が改正案です。

改正内容は、新旧対照表が少し分かりにくく申し訳ないのですが、手釣及び竿釣が年間500円、投網が年間1,000円となっているものを、それぞれ1,000円及び2,000円に値上げするものです。魚種ごとに「同上」と記載されておりますが、遊漁券を1枚購入すれば4魚種すべて遊漁可能とのことです。

変更理由は、放流用種苗の不漁や価格高騰がある中、放流事業経費に占める遊漁料収入の割合が低いため、遊漁料を値上げして放流事業経費を確保し、あゆ資源の保護、増大に資するため、変更するものです。

加えて、今回変更する予定の鹿内共第13号は、日当山天降川漁協、手籠川漁協、松永漁協の3漁協の共有漁業権です。日当山天降川漁協につきましては、令和元年度に、今回変更しようとしている金額に既に変更しており、本来であれば同時に遊漁料を変更することが望ましいと思われませんが、松永漁協が管理する河川においては当時、噴火の影響等からあゆの魚影が見えず、値上げを見送った経緯があり、共有している他の漁協との調整は整っているとのことです。

8ページにお戻りください。

同様に、総会での同意が得られていること及び関係市町村の支障ない旨の意見書が付されていることから、認可して差し支えないものと考えております。

ご説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○福留会長

県からの説明が終わりましたがけれども、ただいまの説明について、ご意見、ご質問等お願いいたします。何かご意見とかご質問とかないでしょうか。

私の方から一つ、各委員の認識をちょっと合わせたいので、5ページにある、あゆのせめ川の説明を、あまりご存知ない委員の方もいらっしゃるかもしれないので、せめ川の説明をしてもらえますか。

○福元水産技師

はい。申し訳ございません。勉強不足ですいません、せめ川の内容についてちょっと把握をしておりませんでした。申し訳ございませんが、本日、山田委員がいらっしゃるので、ちょっと教えていただけないかと思うんですが、よろしいでしょうか。申し訳ありません。

○山田委員

はい。こんにちは。川内川上流漁協の山田です。

せめ川と言いますと、伊佐市の場合、私たちは羽月川の方で、あゆの方は採捕しております。これは規定にあった網を使って、川を横断させて一網張って、それを上の方からずっと下の方に押していくというのが一つ、それと、つけっ放しにして、1時間2時間置いて、あゆをちょっと脅して網で獲る方法があります。

それで、せめ込んでというよりも刺し網ですね、網に入ってくるのを獲るのが大体メインです。わざわざ、せめたりはしないです。そういう漁法ですが、わかっていただけますかね。

○福留会長

ありがとうございます。他に質問とか意見とかないでしょうか。

○山田委員

はい。

○福留会長

お願いいたします。

○山田委員

補足です。ここに全魚種のせめ川というのがありますね。これも同じようなやり方ですけども、これは網の目が大きいです。大体10センチぐらいのやつで、これはやっぱり川の上を網を張って、それをずっと下の方に引いて行って、取り巻いて獲る方法は、こいではそうします。あゆはそこまでしないですけども、それが自分たちの言うせめ川です。

○福留会長

ありがとうございます。ほかにご質問ご意見等はないでしょうか。

特にその意見とかないようですので、この遊漁規則の変更認可については原案のとおり認可することが適当であると答申してよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○福留会長

それでは、そのように答申することに決定いたします。

【議題2：令和3年度稚うなぎ特別採捕許可の実績について】

続いて、議題2は令和3年度稚うなぎ特別採捕許可の実績についてです。これは報告事項です。まずは県からの説明をお願いします。

○水産振興課（福元水産技師）

はい。引き続き、私、福元の方からご説明をいたします。資料の右肩に資料2と書かれているものでございます。1ページおめくりください。

令和3年度のシラスウナギの採捕実績についてご報告いたします。

まず、採捕期間につきましては、例年同様、12月1日から3月末までの間で、月夜の休漁期間等除いて90日間としております。採捕者数は1,242人。昨年度から10人減少しております。

採捕実績は444.6キログラムで、前年度実績比88パーセントとなっております。

シラスウナギの価格につきましては、漁期開始の12月1日から1月21日まででキロ当たり80万円。それ以降から終了までキロ当たり110万円で推移したと聞いております。

県内の養鰻業者のシラスウナギの池入れ状況ですが、4月末現在、6.7トンで、国から割り当てを受けた上限7.9トンの約85パーセントが池入れが終了しているという状況でございます。

参考として、令和3年及び直近5年の採捕実績を表にまとめておりますのでお目通しをお願いいたします。簡単ですが、以上になります。

○福留会長

県からの説明が終わりましたが、令和3年度稚うなぎ特別採捕許可の実績について、ご意見ご質問等はないでしょうか。

○折田委員

はい。

○福留会長

はい、折田委員、お願いします。

○折田委員

質問なんですけど、今年の採捕期間12月1日から3月25日ということで、ただ月夜を除くというふうになってたと思うんですけど、実質の採捕日数っていうかですね、それは何日だったんでしょうか。

○福元水産技師

はい。実質の採捕日数が、12月1日から3月末までの121日間のうち、実質90日間ということになります。

○折田委員

ありがとうございます。その実質の採捕日数で考えたら、過去の採捕実績と比較すれば、どんな感じだったんでしょうか。

○福元水産技師

そうですね、漁期短縮を始めたのが2年前、令和元年度から短縮をしておりますけれども、令和元年度と令和2年度は、特に令和元年では740キロと非常に好調で、2年度につきましても元年度には及びませんが、比較的獲れた年となりました。

今年、令和3年度につきましては、各業界誌でも報じているとおり、一潮遅れ、12月

はなかなか採捕実績がほとんど伸びずにですね、1月2月に入ってようやく獲れ出したと。

最終的には、前年度実績比は9割近くまで、挽回といいますか、採捕実績が伸びてきた漁模様となりました。

○折田委員

はい、ありがとうございました。

○福留会長

折田委員、それでよろしいでしょうか。それでは他に、ご質問ご意見ないでしょうか。よろしいですか。

ご意見等ないようですのでこの件についてはここまでといたします。

【議題3：令和3年度稚あゆ特別採捕許可の実績について】

議題3は、令和3年度稚あゆ特別採捕許可の実績についてです。これも報告事項です。

まずは県からの報告説明を求めます。

○水産振興課（上今主査）

水産振興課漁業調整係の上今です。資料は右上に資料3とあるものをご覧ください。

まず、1ページに許可実績の概要について記載しております。許可の実績といたしまして、海産稚あゆが有明漁業生産組合の1件、湖沼産稚あゆが0件、河川産稚あゆが括弧内に記載の6つの漁協の6件となっております。

採捕の期間につきましては、海産が1月15日から2月28日まで、河川産が3月1日から4月30日までとなっているところでございます。

河川産につきましては、過去の実績との比較を記載しております。今年度は、過去の5年間と比べても最もよい実績であり、採捕数量は3,682キログラム、充足率は76.7パーセントでした。

続きまして、採捕、放流・出荷の実績の詳細につきましては、2ページに表を載せております。

まず、1番の海産稚あゆにつきまして、採捕実績は23.4キログラムと、許可量100キログラムに対する充足率は約2割ほどとなっております。この表の下の部分に括弧書きで対前年比とございますが、海産稚あゆは前年度と比べるとやや回復したという結果となっております。

続きまして、2番、河川産稚あゆの採捕実績につきまして、約2か月間に渡って採捕が行われました。一番左側に採捕者である漁協名を、その右隣に需給調整に基づく許可量を表示しております。全体の許可量は一番下の部分で4,800キログラムです。これに対する採捕実績としまして、表の中心あたりに太線で囲ってある部分の一番下をご覧ください。採捕量が3,682キログラム。これが期間中の全体の採捕実績になります。許可量に対するこの採捕量の割合を充足率としまして、その右隣に記載しておりますが、許可量4,800キログラムに対し、採捕量は3,682キログラムで充足率は76.7パーセントとなっております。対前年比につきましては、前年度の採捕量は2,205.5キログラムでしたので、対前年比は括弧の166.9パーセントとなっております。

各漁協ごとに、許可量と採捕実績、充足率について読み上げます。広瀬川漁協は許可

量540キログラムに対し実績が146キログラム、充足率は27パーセントとなっております。網掛川漁協につきましては、許可量680キログラムに対し、実績が616キログラム、充足率90.6パーセント。日当山天降川漁協は許可量2,610キログラムに対し、実績2,050キログラム、充足率78.5パーセント。松永漁協は、許可量690キログラムに対し、実績が690キログラム、充足率100パーセント。検校川漁協は許可量180キログラムに対し、実績が180キログラム、充足率100パーセント。最後に安楽川漁協が許可量100キログラムに対し、実績0キログラム、充足率0パーセントとなっております。安楽川は、令和元年の豪雨災害により、河川が被災しており、河川工事が完了していないことから、採捕は0となっているところです。表の右側につきましては、放流・出荷量としまして、それぞれ漁協ごとに、自河川放流に充てた分、県内放流に充てた分、県外放流に充てた分、養殖に充てた分ということで内訳を記載しております。以上、報告とさせていただきます。

○福留会長

県からの説明が終わりましたがけれども、令和3年度稚あゆ特別採捕許可の実績についてご意見、ご質問等はないでしょうか。

○中村委員

はい。

○福留会長

中村委員お願いします。

○中村委員

天降川漁協の中村といいます。今年、非常にあゆの遡上が良くてですね、実績報告がありましたけど、今年うちは、いつもなら3月4月いっぱいするんですけど、4月21日でやめております。松永漁協に関しても、3月いっぱいですね、採捕を取りやめてる状況で、非常に実績がよかったんです、やはり、こういうときに、獲れないときの実績だけじゃなくて、なぜ今年はよかったのかっていうことも考えて、県としても研究していった方がいいんじゃないかと思います。以上です。

○福留会長

県のほうから補足がありますか。

○上今主査

はい。今年度、実績が非常に良かったということなんですけれども、今年度、急に良くなって、原因は不明です。

試験研究機関がありますので、そういった調査ができないかどうかというのは、打診してみようと思っているところです。以上です。

○福留会長

出水委員お願いします。

○出水委員

今回、全体的に採捕が良かったということなんですけども、この表で見ますと錦江湾に面する川はよくて、川内と安楽という湾外の部分がちょっと、計画どおり獲れていないという形ですが、先ほど中村さんが言われたように、この傾向ですね、何か示すものがあるのか、お伺いしたい。

○福留会長

県の方から補足説明があればお願いいたします。

○上今主査

今、その湾内と湾外の海や川の状況等の違いというのも資料はないんですけども、ただ、地元の漁協さんのお話ですと、やはり湾外の出水の方だと海の状況が非常に悪いということを知っています。

すいません。今、お話できる情報はこれぐらいしかありません。

○福留会長

出水委員、よろしいでしょうか。

○出水委員

はい。

○福留会長

私の方から一つ確認しておきたいんですけども、1ページ目の許可実績の中で湖沼産が0件というのは、川内川上流漁協の申請がなかったと理解してよろしいのでしょうか。

○上今主査

はい。お見込みのとおりでして、こちら、鶴田ダムで採捕していたんですけども、鶴田ダム建設工事の影響によりまして、23年から28年まではもう稚あゆの採捕を停止しておりまして、29年度から令和2年度まで、再開したんですけども、その採捕量の実績もずっと0でした。

今年度、申請がなかったことにつきまして、川内川上流漁協さんに確認しましたところ、漁協内にもやめた方がいいんじゃないかというご意見と、稚あゆの遡上は見られるみたいで、いるんだったら採捕した方がいいんじゃないかっていうご意見と、やっぱり2つあるみたいでした。

今年度はですね、ダムに特定外来生物植物が非常に繁茂してまして、その影響もあって申請しなかったということでした。それと、コンサル業者が毎年、動植物の生育調査しているのを実施しているみたいでして、その結果、稚あゆの生息が確認されれば、再度、申請を出される可能性はまだ残っているというような状況です。以上です。

○福留会長

ありがとうございます。他にご質問ご意見ないでしょうか。

中村委員お願いします。

○中村委員

新燃岳噴火以降ですね、3年くらい非常にあゆの遡上が悪かったんですけども、我々としてもあゆ資源の保護ということで、一昨年からですね、釣りの期間をいつも6月1日から12月いっぱいなんですけど、霧島内水面におきましては、日当山、松永、手籠川合わせて10月いっぱいまで釣りをやめている。その成果かもしれませんが、非常に去年、今年と獲れ高が伸びてきている状況です。釣りのできる期間を短縮して、親あゆを多く残そうとした結果かとも考えているところ。

○福留会長

わかりました。ありがとうございます。他にご意見ご質問はないでしょうか。

折田委員お願いします。

○折田委員

すいません。中村委員にお尋ねなんですが、産卵礁造成とか、川の川底の掘り起こしとか、増殖対策みたいなそんなことはされたんでしょうか。

○中村委員

県の方から予算がないということでやってないです。海の人に聞くと、小魚を食べる魚のさば、いわしとか太刀魚が少ないようで、あゆも食べられずに、なかなか非常にいいんじゃないかということでした。

○折田委員

ありがとうございました。

○福留会長

他にご意見ご質問ないでしょうか。他にご意見等がないようですので、この件についてはここまでといたします。

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様から何かあればお願いいたします。それでは事務局から何かありますか。よろしいですか。

【閉会】

○福留会長

それでは、第1回鹿児島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。以上です。

○脇田事務局長

どうもありがとうございました。これをもちまして本日の委員会は終了いたします。皆様どうもありがとうございました。

議事録署名者

会長

[Redacted Signature]

委員

[Redacted Signature]

委員

[Redacted Signature]